

バーゼルⅢ（資本バッファー）の日本での運用に係る考察

財務省 鈴木善計

青山学院大学 白須 洋子

京都大学 川北 英隆

リーマン・ショックに代表される今般の世界的な金融・経済の混乱を受け、2010年11月に行われたG20ソウル・サミットにおいて、預金取扱金融機関への新たな自己資本比率規制であるバーゼルⅢの枠組みが了承された。

バーゼルⅢでは、予てより指摘されていた、自己資本比率規制によるプロシクリカリティ（景気変動増幅効果）の抑制等の観点から、最低所要資本比率に固定的に2.5%上乗せする「資本保全バッファー」、及び当局が金融経済環境を見ながら0~2.5%の幅で可変的に上乗せする「カウンターシクリカル資本バッファー」（CCB）の2種類の資本バッファーが導入されることとなった。

しかし、資本保全バッファーは、上乗せ分を取り崩した場合、社外流出が制限されるなど、プロシクリカリティ緩和のためのバッファーとしては十分に機能しない恐れもある。

そこで、本稿では、同バッファーとCCBを一体的に運用することを提案している。具体的には、平時には資本保全バッファーが課されているのと同様に2.5%を要求し、金融経済動向を見ながら上下2.5%の幅でバッファーを調整することを提案している。そして、当局が示す水準を下回らない限り、社外流出に制限はかけないこととしている。

また、CCBの運用については、バーゼル委員会により、「民間非金融部門向け信用量／名目GDP」に着目するとされているが、当該指標が常に各国経済状態を的確に表すとは限らないことから、厳格なルールベースとしてのものではなく、各国当局が自国の動向を見ながら柔軟に運用することが認められている。

実際、我が国に当てはめた場合、バブル期のリスク積み上がりはよく捉えられていると思われるが、リーマン・ショック後においては追加の資本賦課が求められているなど、運用に当たっては何らかの工夫が必要であると考えられる。

そこで、本稿では、両バッファーについて独自運用案を考察した。具体的には、着目する金融・経済指標として、実質信用量、実質株価、実質不動産価格、実質GDPを選定し、合成指標を作成及び資本賦課基準を設定した上で、パフォーマンスを検証した。合成指標の推移は、概ね我が国の金融経済環境の推移を捉えていると考えられる。